

社会福祉施設の労働災害発生状況

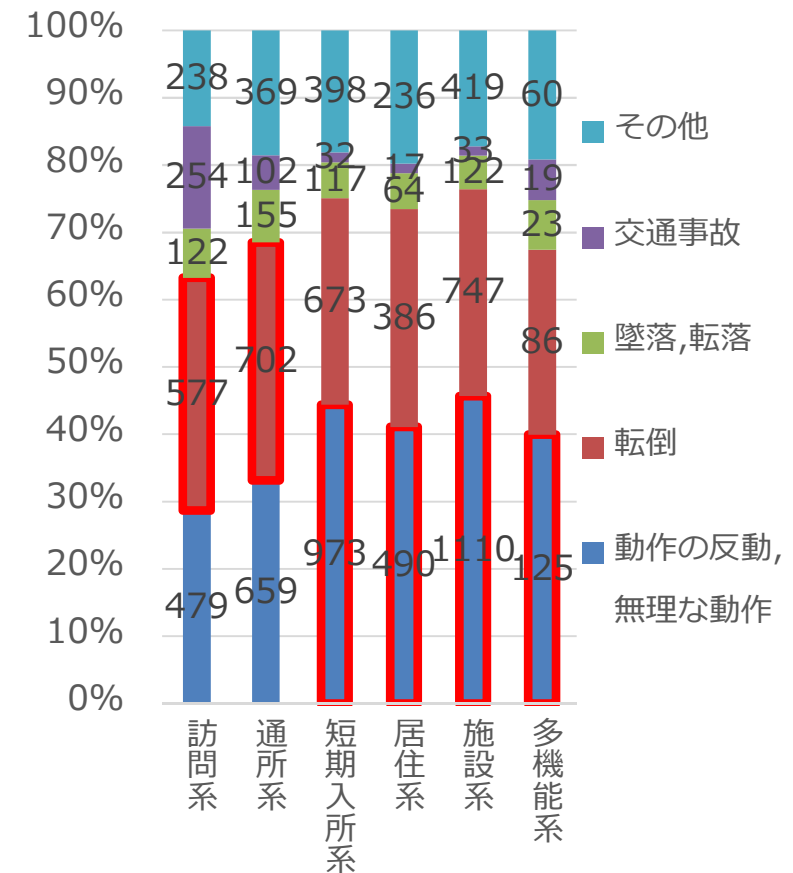
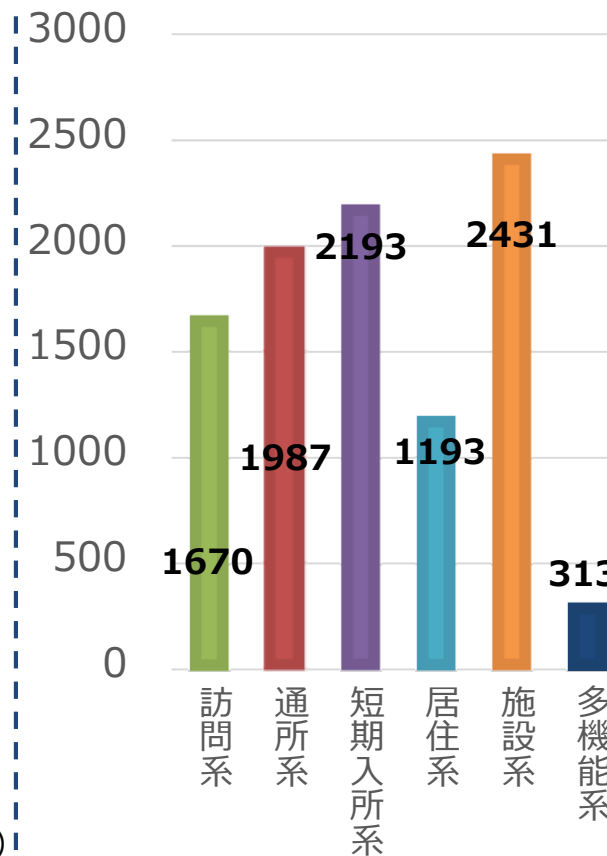
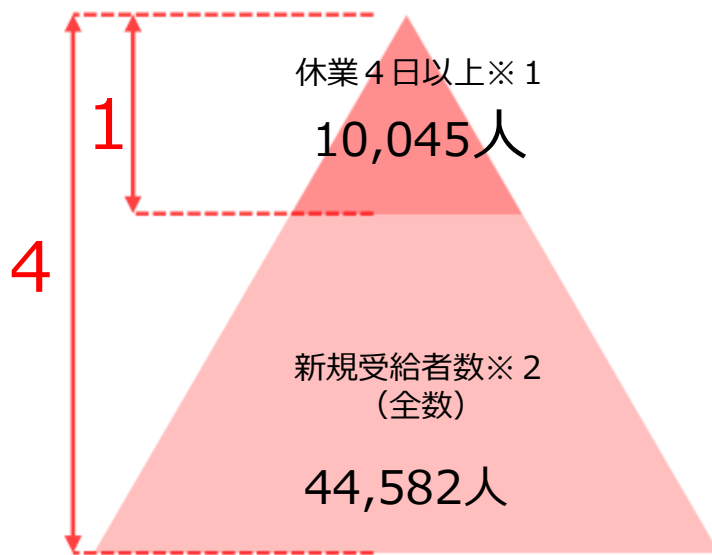
- 社会福祉施設の労働災害（休業4日以上）をサービス系統別で分類すると、施設系サービスを提供する施設が最多
- 事故の型別でみると、訪問系及び通所系サービスを提供する施設では、転倒が最多、短期入所系、居住系、施設系、多機能系サービスを提供する施設では、動作の反動・無理な動作が最多

社会福祉又は介護事業の労働災害発生状況

社会福祉施設のサービス系統別死傷者数

社会福祉施設の業態別・事故の型別死傷者数

全体の労働災害は、
休業4日以上の労働災害の約4倍



出典：令和元年労働者死傷病報告より。社会福祉施設で発生した休業4日以上の労働災害10,045件をサービス系統別で分類を行った結果、分類できた6,776件について、事業場のサービス系統別に“延べ件数”（複数のサービスを提供している事業場は各系統でカウント）を集計したもの。提供されているサービスが不明なものを除く。

※1 令和元年労働者死傷病報告より
※2 令和元年度労働者災害補償保険事業年報より
(新規受給者数は通勤災害を含む年度単位の集計)

社会福祉施設における「動作の反動・無理な動作」

- 社会福祉施設における動作の反動・無理な動作を作業別にみると介助作業での被災が84%
- 介助作業をより細かく分類すると、ベッド上での介助作業とベッド移乗作業を合わせて52%
- 介助作業を一人介助か複数人での介助か分類すると、一人介助での被災が89%

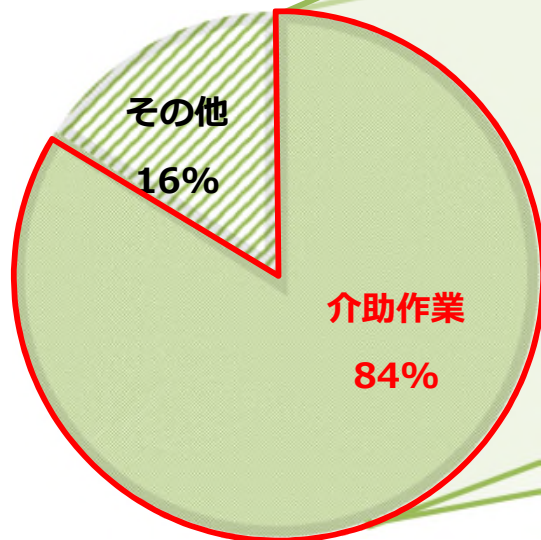
事故の型別



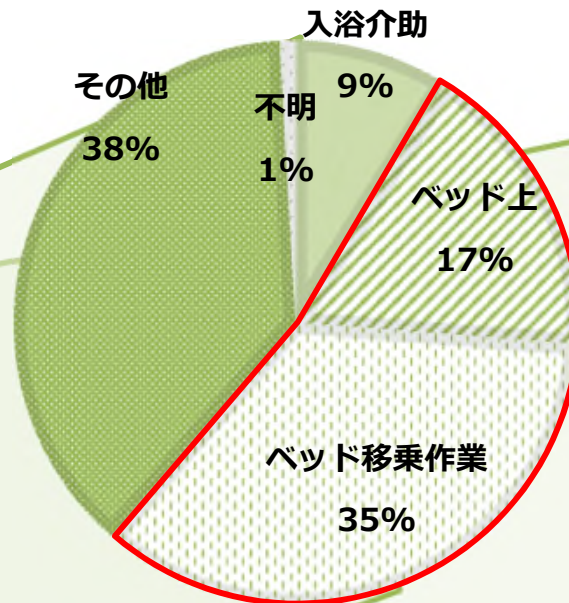
0% 50% 100%
■ 動作の反動・無理な動作 ■ 転倒
動作の反動・無理な動作が39%、転倒が37%

出典：令和元年労働者死傷病報告より。

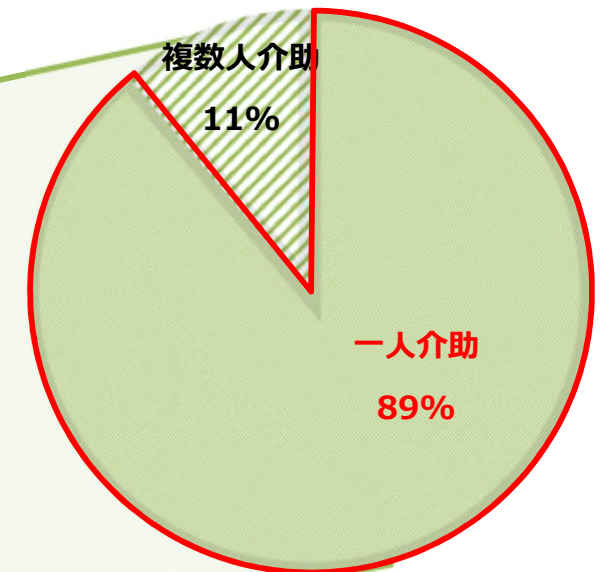
動作の反動・無理な動作 作業別



動作の反動・無理な動作 介助作業別



動作の反動・無理な動作
一人介助・複数人介助別



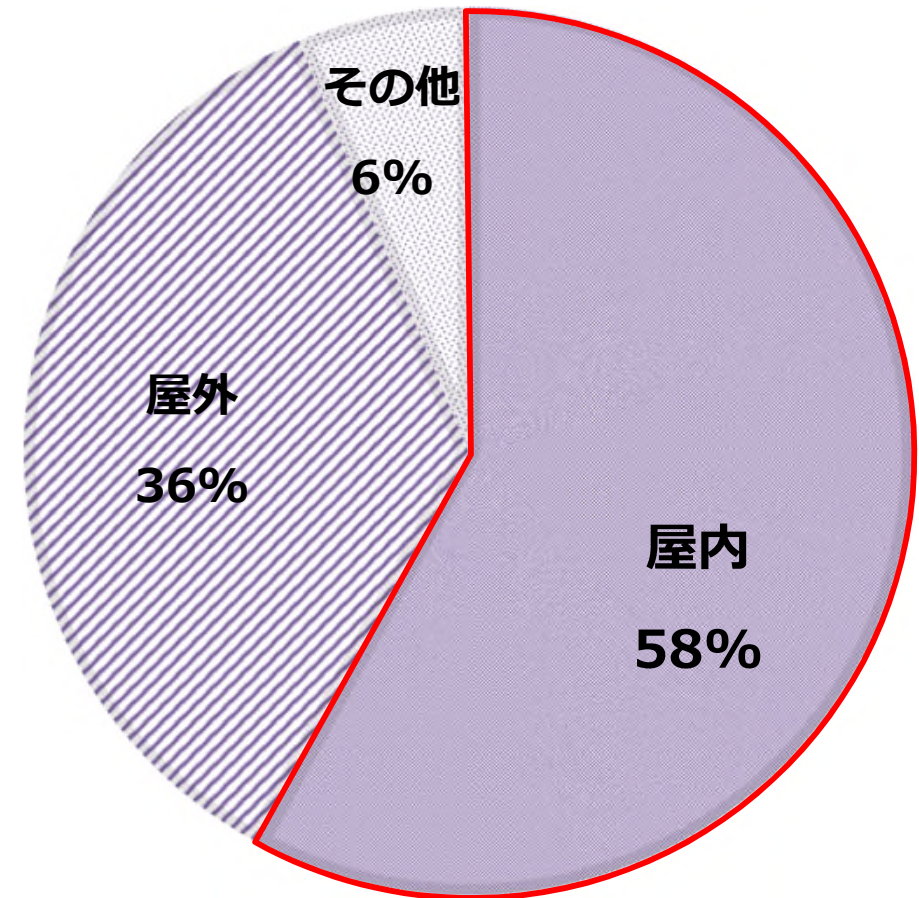
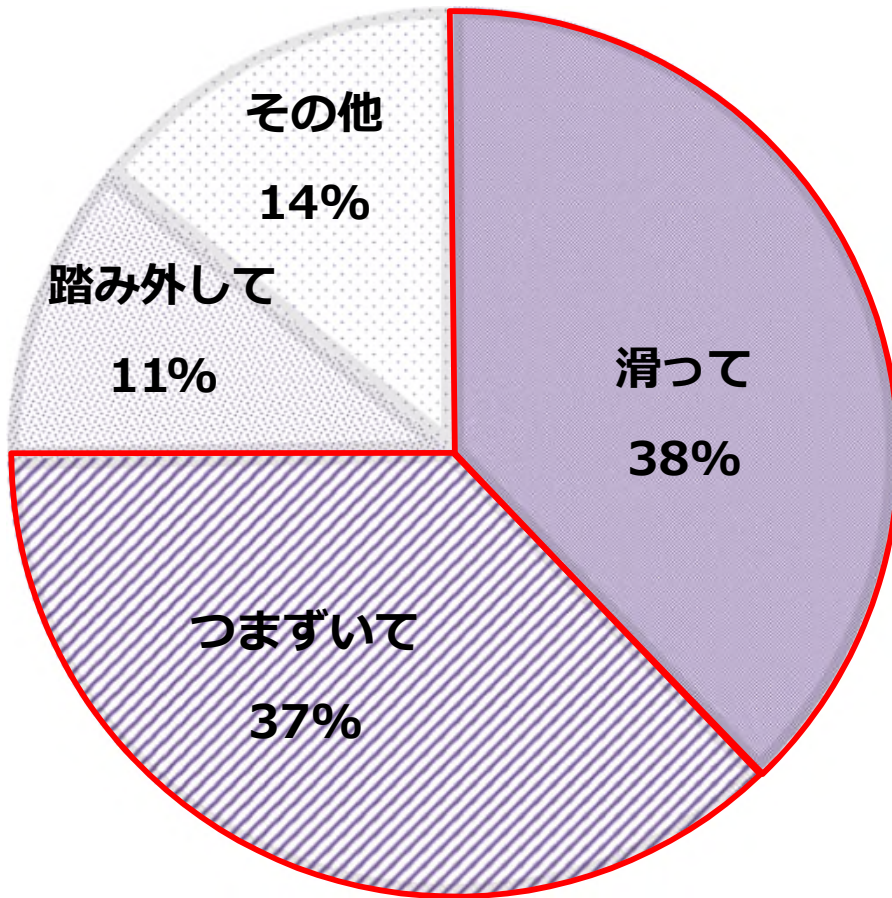
出典：令和元年労働者死傷病報告より。社会福祉施設で発生した休業4日以上労働災害10,045件から抽出した767件のうち動作の反動・無理な動作の268件を集計したもの。

社会福祉施設における「転倒」

- 社会福祉施設における転倒を要因別にみると滑りによるものが38%、つまづきによるものが37%
- 場所別にみると、屋内での転倒が58%、屋外での転倒が36%

転倒 要因別

転倒 場所別



滑り

つまづき

踏み外し

介護中の転倒に要注意

てんとう
10月10日は
転倒予防の日



滑り止め
つけておきたい
口と足

数字で見る
社会福祉施設での転倒

労働災害の
うち転倒

約 **4** 割

休業1か月以上

約 **6** 割

女性

約 **9** 割

50代以上

約 **8** 割

出典：令和元年 労働者死傷病報告より

2015年・転倒予防川柳大賞作品（東京都 佐川 晶子）



厚生労働省



日本転倒予防学会

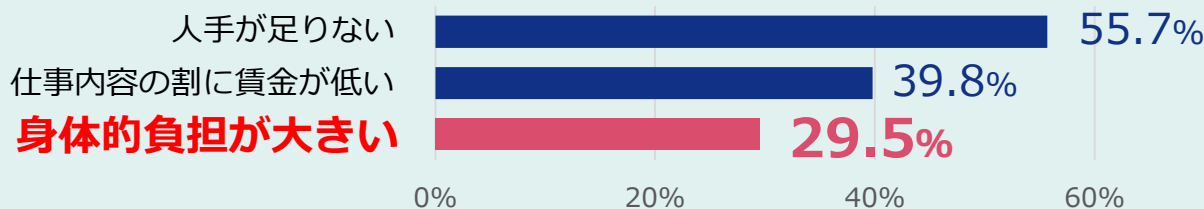
施設長から職員の皆さまへのお願い

人材確保のためにも

転倒・腰痛のない施設をつくりましょう

介護事業で働く労働者の課題

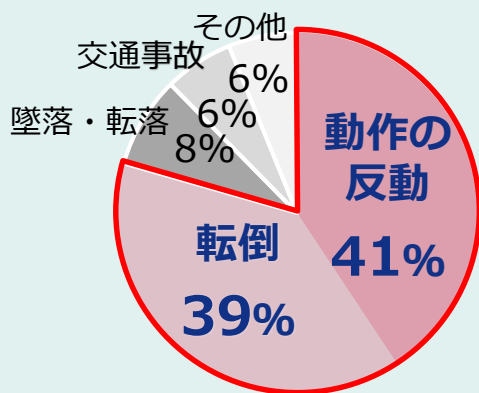
- 介護労働者の不満などで**身体的負担が大きい**と答えた方は**29.5%**
- 介護労働者の満足度を重視する企業ほど**人材確保ができています**との統計結果もあります



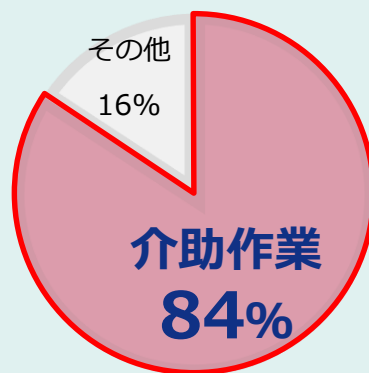
出典：公益財団法人介護労働安定センター 介護労働実態調査より

介護事業における労働災害

- 介護労働者を含む社会福祉施設の労働災害は腰痛などの「動作の反動・無理な動作」が**41%**、次いで転倒が**39%**
- 腰痛などは介助作業で発生した者が**84%**
- 休業1か月以上となる者は、転倒で**64%**、腰痛などの「動作の反動・無理な動作」で**43%**



出典：令和元年労働者死傷病報告より



出典：令和元年労働者死傷病報告より介護施設で発生した休業4日以上労働災害767件のうち動作の反動・無理な動作の268件を集計したもの

転倒・腰痛のない施設づくりのために、裏面の対策に取り組みましょう



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

利用者・職員の 転倒・腰痛のない施設づくりのため 下記の対策に取り組みましょう

作業場所の
整理整頓



作業場所の
清掃



毎日の運動



危険箇所の
見える化



手すりの
設置



滑りにくい
靴の着用



持ち物の
制限



一人介助の
禁止



最新機器の
導入



介護施設における腰痛予防対策の実施は、介護報酬の加算要件の一つになっています！詳しくはこちらをチェック！



介護労働者が安心して働くために

整理・整頓 清掃・清潔

見た目にきれいなだけでなく、つまづいたり転んだりすることも減りました



厚生労働省のホームページで4S（整理・整頓・清掃・清潔）の方法を公開しています。



危険の見える化

危険の原因が誰から見てもわかるので、事故やケガが減りました



厚生労働省ホームページで「職場の危険の見える化（社会福祉施設）実践マニュアル」をご覧ください。



設備の改善

滑らず蒸れない靴のおかげで快適！

歩きやすい！

安心して支えられる



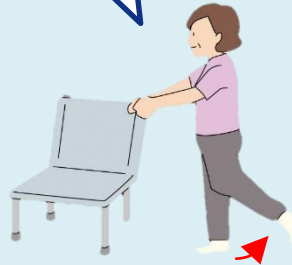
職場環境の改善等のために、エイジフレンドリー補助金をご活用ください。



転倒・腰痛 予防体操

足を前に

足を後ろに



YouTubeで、転倒・腰痛の予防に役立つ「いきいき健康体操」をご覧ください。



「職場における腰痛予防対策指針」を参考に 介護職員の腰痛対策に取り組みましょう

厚生労働省では、「職場における腰痛予防対策指針」を策定し、介護職員の腰痛予防対策への啓発・指導を行っています。

令和3年度の介護報酬改定では、介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算の算定要件の一つである「職場環境等要件」に基づく取り組みに「**介護職員の身体負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施**」が設けられました。

この実施についても「職場における腰痛予防対策指針」を参考とするよう周知されています。

腰痛予防対策のポイント

- 施設長等のトップが、腰痛予防対策に取り組む方針を表明し、対策実施組織を作りましょう。
- 対象者ごとの具体的な看護・介護作業について、作業姿勢、重量などの観点から、腰痛発生リスクを評価しましょう。
- 腰痛発生リスクが高い作業から優先的に、リスクの回避・定見措置を検討し、実施しましょう。健康管理、教育にも取り組みましょう。

労働災害の具体例

移乗介助

ベッドから車椅子への介助で、ベッドに座っている利用者を前屈みになって両脇を抱え、立たせようとしたところ、腰に痛みが生じた。



座り直し

車椅子に座っている利用者の座り直しをするため、利用者の脇に手を入れ、引き上げようとしたところ、腰に痛みが生じた。



立ち上がり介助

利用者を前屈みになって両脇を抱え、ベッドから立たせようとしたところ、ベッド脇が狭く、無理な姿勢となり、腰に痛みが生じた。



介護報酬の考え方

介護報酬は、事業者が利用者（要介護者または要支援者）に介護サービスを提供した場合、その対価として事業者を支払われるサービス費用です。

介護報酬はサービスごとに設定されています。各サービスの基本的なサービス提供に関する費用（基本報酬）に加えて、各事業所のサービス提供体制や利用者の状況等に応じて、加算・減算されます。

介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算も、加算の種類の一つです。

令和3年度介護報酬改定の目的

令和3年4月から介護報酬が改定されました。その目的は以下の通りです。

- 新型コロナウイルス感染症や大規模災害が発生する中で「感染症や災害への対応力強化」を図る
- 団塊の世代の全てが75歳以上となる2025年に向けて、2040年も見据えながら、「地域包括ケアシステムの推進」、「自立支援・重度化防止の取組の推進」、「**介護人材の確保・介護現場の革新**」、「制度の安定性・持続可能性の確保」を図る。

介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算の職場環境等要件※1

職場環境要件の6つの区分 職場環境等要件は、以下の6区分で構成されています。

- 入職促進に向けた取り組み
- 資質の向上やキャリアアップに向けた支援
- 両立支援・多様な働き方の推進
- 腰痛を含む心身の健康管理
- 生産性の向上のための業務改善の取り組み
- やりがい・働きがいの醸成

処遇改善加算の要件

・介護職員処遇改善加算

職場環境等要件の中からいずれか1以上の取り組みを行う

・介護職員等特定処遇改善加算

令和3年度は6区分のうち3区分を選択し、区分ごとに1以上の取り組みを行う
（令和4年度以降は、6つの区分ごとに1以上の取り組み）

職場環境等要件「**腰痛を含む心身の健康管理**」の区分では、以下の項目を求めています。

腰痛を含む 心身の健康管理	介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援
	介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施
	短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
	雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施
	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備

※ 同加算の対象サービス：以下を除く全てのサービス
（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション、（介護予防）福祉用具貸与、
特定（介護予防）福祉用具販売、（介護予防）居宅療養管理指導、居宅介護支援、介護予防支援

腰痛対策実施の参考例示※2

令和3年度介護報酬改定に係るQ & Aでは、以下のとおり「職場における腰痛予防指針」を参考に
するよう示されています。

問	職場環境等要件に基づく取り組みとして「介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、 介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施」が設けられたが、新 たに取り組みを行うにあたり参考にできるものはあるか。
答	介護職員の腰痛予防対策の観点から、「 職場における腰痛予防対策指針（平成25年6月18日付基 発 0618 第3号「職場における腰痛予防対策の推進について」参考2 別添） を公表しており参考に されたい。

※1：「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の
提示について」（令和3年3月16日老発0316第4号 厚生労働省老健局長通知）

※2：「令和3年度介護報酬改定に関するQ & A（Vol. 3）」（令和3年3月26日 厚生労働省老健局老人保健課ほか
連名事務連絡）問127

令和三年度厚生労働省委託事業

保健衛生業向け 腰痛予防動画サイトへ ようこそ

～職場における腰痛予防対策指針に準拠～

「職場における腰痛予防対策指針」の普及促進を目的としたWEBサイトを、保健衛生業を対象に開設いたしました。業務による腰痛災害のうち、3割以上が保健衛生業で発生しています。介護機器等導入時や職員研修で参考にしましょう。

公開期間

令和3年10月10日(日)
～令和4年3月末

URL

<https://yotsu-yobo.com>



QRコードからも
アクセスできます

WEBサイトの特長

- テーマ別に分かれており、関心のあるものを選んで視聴できます。
- スマートフォンやタブレットからも気軽に動画を視聴できます。
- 介護の現場で、腰痛をなくすための実務的な工夫を紹介します。
- 作業者向けの基本事項と、管理者向けの応用編の2部構成です。
- 職場研修に向け、資料をダウンロードできます。



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

WEB サイトの概要

今後、社会的役割の拡大が見込まれる保健衛生業の現場において腰痛予防対策が重要な課題となっています。そこで「職場における腰痛予防対策指針」の普及促進を目的とした WEB サイトを保健衛生業を対象に開設しました。腰痛予防に役立つ知識やスキルの習得に是非ご活用ください。

動画で得た知識を職場で活用してみてください！



動画の内容

- 保健衛生業での腰痛災害
- 抱上げに代わる介護機器の実際
- 腰痛の原因と対策の方向性
- 介護機器導入に関する情報など
- 作業場面ごとの適切な作業方法

※ 腰痛予防の動画は作業者向けの基本事項と、管理者向けの応用編の2部構成となっていますが、管理者の方も、まずは作業者向けの動画をご覧ください。

— 無料で資料がもらえます —

動画を視聴してアンケートに答えると、関係資料がダウンロードできます。



WEB サイトへは
こちらの URL または
QR コードから

<https://yotsu-yobo.com>



お問い合わせ

株式会社 平プロモート（腰痛予防対策事務局）
〒471-0867 愛知県豊田市常磐町 1-88
MAIL: yotsu-yobo@tairapromote.co.jp

協力

一般社団法人日本ノーリフト協会
一般社団法人ナチュラルハートフルケアネットワーク
移動・移乗技術研究会